

南アルプスユネスコエコパークロゴマーク運用規程

南アルプス自然環境保全活用連携協議会（以下、「協議会」という。）において、南アルプスユネスコエコパーク地域における保全管理を広く広報するとともに、保全管理活動や普及啓発活動を適正かつ効果的に推進するために作成した「南アルプスユネスコエコパーク」ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）の適正な使用を確保し、普及を促進するため、次のとおり基準を定める。

（ロゴマークの使用）

第1条 ロゴマークは、この運用規程に基づき、使用を希望する者が、協議会に対し申請を行った場合に使用できる。なお、協賛金等を拠出した場合は南アルプスユネスコエコパークの普及啓発や環境教育等を目的とした事業に充てるものとし、協議会において事業内容等を決定する。

（申請者）

第2条 ロゴマークの使用を申請できる者は次のいずれかとする。

- （1）南アルプスユネスコエコパークに関わる行政機関及び公共性をもつ団体等
- （2）南アルプスユネスコエコパークの自然環境保全活動に協賛する企業、団体等
- （3）南アルプスユネスコエコパーク構成10市町村に居住する個人又は事業所等を有する企業、団体であって、構成10市町村において生産、製造された商品、主原料が構成10市町村において生産された商品又は構成10市町村において提供されるサービス等を販売する者
- （4）南アルプスユネスコエコパーク地域を対象とした旅行商品を提供する者
- （5）南アルプスユネスコエコパークロゴマークの趣旨に賛同し、ロゴマークの使用を希望する者

（使用媒体）

第3条 ロゴマークは次の媒体に使用できる。

- （1）非営利を目的とした活動における標識、看板、ポスター、パンフレット、名刺、ホームページ等
- （2）農林水産物や加工品・調理品等の商品やパッケージ
- （3）ステッカー、ピンバッジ、キーホルダー等の商品自体
- （4）商品や企業等の広報を目的として作成されたポスター、チラシ、ホームページ等

(5) その他、協議会が使用を認めたもの

(使用期限)

第4条 ロゴマークの使用許可期間は5年間とし、期間満了後に引き続き使用する場合は、再度申請しなければならない。

(許可基準)

第5条 協議会は申請者が次のいずれかに該当する場合、ロゴマークの使用を認めてはならない。

- (1) 南アルプスユネスコエコパークのイメージや信用および価値を害すると認められる場合
- (2) 消費者の利益を害すると認められる場合
- (3) 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合
- (4) 法令や公序良俗に反すると認められる場合
- (5) 当該商品等の生産または販売過程において、自然環境等に多大な負荷を与えていると判断される場合
- (6) 南アルプスユネスコエコパークに関するこの運用規程に反すると認められる場合
- (7) その他、使用に関して不適切と判断した場合

(規制業種又は事業者)

第6条 協議会は、次のいずれかに該当する業種又は事業者のロゴマーク使用を認めてはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業
- (4) 債権の取立て、示談の引受け等に関する業種
- (5) ギャンブル（宝くじを除く）に関する業種
- (6) 投機的商品に関する業種
- (7) たばこに関する業種
- (8) 占い、運勢判断に関する業種
- (9) 私的な秘密事項の調査に関する業種
- (10) 法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に

規定する暴力団その他特殊結社団体及びそれらの関連事業者

(12) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生・更生手続中の事業者

(13) 各種法令に違反している事業者

(14) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者

(15) 前各号に掲げるもののほか、この運用規程で規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業者や事業者

(16) その他、使用に関して不適切と判断した業種

（申請書の提出）

第 7 条 ロゴマークの使用を希望する者は、使用申請書（別紙参照）を協議会に提出するものとする。なお、申請に際しては、使用デザイン案及び企業等の事業内容がわかる資料を併せて添付することとする。ただし、協議会の構成員が非営利目的で使用する場合、申請は不要とする。また、構成 10 市町村より各団体等にロゴマークの使用を依頼する場合は申請不要とするが、構成 10 市町村より協議会に使用状況がわかる資料を提出すること。また、新聞社等の報道機関が報道目的において使用する場合は申請不要とするが、後日使用状況等が分かる資料を協議会まで送付すること。

（使用許可書の発行）

第 8 条 協議会は、前条の申請があった場合には、この運用規程に基づいてロゴマークの使用の可否を判断し、使用を許諾する場合には使用許可書を発行する。

（デザイン）

第 9 条 ロゴマークのデザインは別添図 1 及び図 2 とする。なお、図 1 については、南アルプスユネスコエコパークに関わる行政機関のみ使用できるものとする。ロゴマークの使用は、オリジナルデザインの意図するものを損なわないよう十分留意し、CI シートを遵守することとする。ロゴマークを加工した別個のマークデザインの使用は認めない。

（メッセージの付記）

第 10 条 ロゴマークを使用する者は、その使用目的等に応じて、ロゴマークと併せて次の表示をすること。

（1）南アルプスユネスコエコパークの環境保全等に協賛している企業、団体等

「私たちは南アルプスの自然環境保全活動に貢献・賛同・協賛しています」等

（2）構成 10 市町村に居住する個人又は本社を有する企業、団体であって、構成 10

市町村において生産、製造された商品、主原料が構成 10 市町村において生産された商品又は構成 10 市町村において提供されるサービス等を販売する者
「私たちは南アルプスユネスコエコパークで活動しています」等

(改善の指示)

第11条 協議会は、ロゴマークの使用許可後であっても、使用に不具合が生じた場合には改善を指示できるものとする。

(使用許可の取り消し)

第12条 前条の改善指示に従わない場合には、ロゴマークの使用許可を取り消すことができるものとする。

(問題への対処)

第13条 ロゴマークの使用に起因する問題が起こった場合にも、協議会は一切の責任を負わない。また、問題が発生した場合には速やかに協議会に報告するとともに、対策を講じなければならないものとする。

(運用規程の履行)

第14条 ロゴマークを使用する者は、信義にしたがい、誠実にこの運用規程を履行しなければならない。

(その他)

第15条 この運用規程に定めのない事項及びこの運用規程に関し疑義が生じたときは、協議会とロゴマークを使用する者とが協議して定める。

附 則

この規程は、平成27年6月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月9日から施行する。